

第一九回

参第二〇号

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（案）

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 事業協同組合（第七十条 第七十五条）」を

「第二章 事業共同組合（第七十条 第七十五条）」を

第二章の二 火災保険協同組合（第七十五条の二・第七十五条の三）」

に改める。

第二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 火災保険協同組合

第五条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 火災保険協同組合にあつては、火災保険協同組合

第五条第二項、第六条第一項第一号及び同条第二項中「事業協同組合」の下に「、火災保険協同組合」を加える。

第七条第一項中「事業協同組合」の下に「又は火災保険協同組合」を加える。

第二十四条第一項中「事業協同組合」の下に「、火災保険協同組合」を加え、同条第二項中「信用協同組合」を「火災保険協同組合又は信用協同組合」に改める。

第二十九条第四項及び第五十一条第二項中「信用協同組合」を「火災保険協同組合、信用協同組合」に改める。

第六十七条の見出し中「信用協同組合」を「火災保険協同組合」に、同条第一項中「信用協同組合」を「火災保険協同組合、信用協同組合」に改める。

第七十条中第六項を第七項とし、第四項及び第五項を一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第三号の規定により共済に関する契約（一定の金額又は一定の基準により算出することができる金額を徴収しないもの及び政令で定めるものを除く。）を締結する場合には、その契約に基き同一の事由に因り一人に支払うべき共済金の額は、十万円をこえてはならない。

第七十五条の次に次の一章を加える。

第二章の二 火災保険協同組合

（事業）

第七十五条の二 火災保険協同組合は、火災に因り組合員の財産に生じた損害をてん補する事業及びこれに附帯する事業を行うものとする。

2 火災保険協同組合は、前項の事業の外、火災に因り、組合員と生計を一にする親族、組合員たる事業協同組合若しくは協同組合連合会（第七十七条第一項第一号の事業を行うものを除く。）を直接若しくは間接に構成する者又は組合員たる法人の役員の財産に生じた損害をてん補する事業をあわせ行うことができる。

（出資総額）

第七十五条の三 火災保険協同組合の払込済出資総額は、三百万円以上でなければならない。

第四章第七十七条第三項中「第七十条第二項から第六項まで」を「第七十条第二項から第七項まで」に改める。

第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿」の下に「、火災保険協同組合登記簿」を加える。

第百十一条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 火災保険協同組合については、大蔵大臣及びその組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

附 則

この法律は、政令で定める日から施行する。

理 由

中小企業等協同組合の一種として火災保険協同組合を設けることとするとともに所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。